

コンベンション推進機関及び MICE 関連事業者等における

新型コロナウイルス (COVID-19)

対応ガイドライン

―With コロナ時代の安全で衛生的な MICE 開催の推進のために―

(第3版)

2021年12月16日

一般社団法人 日本コングレス・コンベンション・ビューロー



(JCCB)

目 次

| 1.本ガイドライン策定の経緯と基本的考え方 | 3 |
|------------------------------------|----|
| 2. ガイドラインの基本的考え方 | 4 |
| (1)関係諸機関との連携 | 4 |
| (2)基本的感染防止対策の徹底 | 4 |
| (3)感染症拡大防止に関する情報収集及び迅速な情報発信に努めること | 4 |
| 3. 感染リスクの評価 | 4 |
| 4. 本ガイドラインで定める活動範囲 | 6 |
| (1)ビューローや MICE 関連事業者の活動(誘致セールス活動) | 6 |
| (2)MICE 開催時の対応(MICE 開催受入準備・開催支援活動) | 6 |
| 5.具体的な感染症防止対策 | 6 |
| (1)ビューローや MICE 関連事業者の活動 | 6 |
| ①国内 MICE 主催者へのセールス活動(招請事業含む) | 6 |
| ②海外での誘致セールス活動 | 8 |
| (2)MICE 開催受入準備・開催支援活動 | 8 |
| ①ビューロー等推進機関の取組み | |
| ②MICE 開催に際しての感染予防に関する一般的留意事項 | 9 |
| 6. その他(安全で衛生的な MICE 開催に向けた周知活動) | 11 |

1. 本ガイドライン策定の経緯と基本的考え方

本ガイドラインは、政府の新型コロナウイルス感染症(COVID - 19)対策決定本部が2020年5月4日に決定した「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」及び同日に新型コロナウイルス感染症対策専門家会議がまとめた「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」及びその一部である「新しい生活様式の実践例」等を踏まえ、国内・国際会議等 MICE(以下、MICE という。)の誘致や開催、開催支援に係る業務を行っている JCCB を主に構成するコンベンション推進機関、MICE 関連事業者(施設管理者等を含む)等が主に MICE の誘致、開催支援を行う際に MICE 主催者とともに心得るべき基本的事項を具体的に整理したものである。

但し、MICE は、誘致や開催支援、受入れ等業務が広範囲にわたり、感染症対応が必要な場面も多岐にわたることから、施設運営やホテル、旅行、MICE 企画運営業にわたる分野については各々の関連団体が定めるガイドラインも参考、準拠して活動するものとする。

従って、本ガイドラインに定める内容は主に JNTO や都市・地域コンベンション誘致 推進機関(以下、ビューローとする)及び MICE 関連事業者が、安全で衛生的な MICE 開催のために MICE 主催者や MICE 関連事業者と連携して取り組むべき必要な対応を取 りまとめるものとする。

また、MICEの誘致・開催は関係者や参加者が広く国内外に及ぶことから、本ガイドラインの概要は、JNTO等の協力を得て英文にて公開し、日本の MICE 推進における基本的な安全衛生基準への取組みとして、広く国際的に周知するよう努めるものとする。

本ガイドライン第3版は、これまでに政府が発出した催物の開催制限に関する事務連絡を受け、2021年12月16日付で改定したものである。

なお、本ガイドラインの内容は、今後の政府等による基本的対処方針の変更のほか、感 染拡大や収束の動向、専門家の知見等を踏まえ今後も適宜修正、更新を行うものとする。

(参考)主な MICE 関係団体のガイドライン(順不同)*順次追加予定

- ・一般社団法人日本コンベンション協会
- · 一般社団法人日本展示会協会
- ・一般社団法人日本ホテル協会
- 一般社団法人日本旅行業協会及び全国旅行業協会
- · 公益社団法人全国公民館連合会



2. ガイドラインの基本的考え方

ビューロー及び MICE 関連事業者は、MICE 主催者や関係諸機関と連携し、必要且つ十分な新型コロナ感染防止対策に努めるとともに、開催地の安全及び衛生状況について必要な情報収集及び適切な発信を行い、日本における MICE 開催価値の向上に最大限努力するものとする。

(1) 関係諸機関との連携

ビューロー及び MICE 関連事業者は、MICE の誘致や開催受入れに際して、MICE 主催者、他の MICE 関連事業者等と緊密な連携の下、新型コロナ感染拡大を防止して安全で衛生的な開催を実現し、MICE を成功裏に開催するため可能な最大限の対策を講ずるものとする。

(2) 基本的感染防止対策の徹底

デルタ株等変異株の感染拡大も踏まえ、関係者は、日頃より感染リスクが高い、いわゆる避けるべき「三つの密」*のある場所を常に念頭に、会場設営や行事開催などの MICE 運営に際しての各場面で「三密」のいずれも作らないよう努める。

- * 「三つの密」(3°Cs)
- ①換気の悪い密閉空間 (closed spaces)
- ②多くの人が密集する密集場所(crowded spaces)
- ③近い距離での会話が行われるなどの密接場面(close contact points)

(3) 感染症拡大防止に関する情報収集、予防策の更新実施及び迅速な情報発信に努めること

関係者は、政府や国内外の関係団体が発する新型コロナ感染予防情報に留意し、必要な予防策を更新、修正していくこと。また、我が国の関係諸機関が講ずる新型コロナ対策の最新状況や取組みについても JCCB や JNTO の支援、協力を得て積極的に発信していくものとする。

3. 感染リスクの評価

ビューロー、MICE 関連事業者及び MICE 主催者は、新型コロナウイルスの主な感染経路である①飛沫(droplet)感染、②エアロゾル(aerosol)感染、③接触(touch)感染のそれぞれについて、MICE 関連事業者や参加者等の動線や接触等を考慮したリスク評価を予め行い、開催に際しては各々の担務の中でそのリスクに応じた対策の検討を行う。



また、実施事業や活動によっては、大規模な人数の移動、宿泊、飲食や数多くの会合が想定されることもあり、ホテルや会議場等の集客施設利用の際のリスク評価とともに、MICE開催を包摂する地域全体における感染等のリスク評価が必要であることにも留意する。

(1)「飛沫感染」リスクの回避

通常のコミュニケーションを行っても飛沫が及ばないよう、マスクを常に正しく着用することや人と人との距離を確保するよう留意する。十分なマスク着用の効果を得るためには隙間ができないようにすることが重要であり、感染リスクに応じた、適切なマスクの着用を行う(品質の確かな、できれば不織布を着用)。マスクの着用法について、例えば厚生労働省HP「国民の皆さまへ(新型コロナウイルス感染症)」参照。特に、会議、懇親会や展示会場などのセッション会場以外でもロビー、クローク、受付、トイレ、喫煙所等の人が滞留しがちな場所には密集を回避するため、足形や待機線を設ける、誘導員を置く、アナウンスによる注意喚起の実施などの措置を必要に応じて講ずることを検討する。

参加者の来場見込み数と会場収容力を勘案し、十分な身体的距離(最低1メートル、できれば2メートル)を確保できるかなどを検討する。特に、密集するエリアや感染症対策が徹底されていないエリアでの飲食を行わないよう十分配意する。

(2)「エアロゾル感染」リスクの回避

会場は法令を遵守した空調設備による常時換気又は窓や扉を開けたこまめな換気(一人あたり 1 時間 30 ㎡以上の換気量を確保)を実施し、乾燥する場面では、湿度 40%以上を目安に加湿する。

また、換気に加えて CO2 測定装置の設置と常時モニター (1000ppm 以下) 活用を推奨する。(※機械換気の場合。窓開け換気の場合は目安。) なお、CO2 測定装置を設置する場合、室内の複数箇所で測定し特に換気が不十分となりやすい場所に設置する。

HEPA フィルタ式空気清浄機やサーキュレーターの補助的併用も可とする。

開催時にはエアロゾル(マイクロ飛沫)を発生させる行為(大声や一部楽器演奏、歌唱等)は控えるようにする。職場の室内等でマスクを着用している場合であっても、会話を短く切り上げる等の対応が望ましい旨を周知する。

(3)「接触感染」リスクの回避

接触感染予防の基本は、定期的な手洗いと手指消毒であることから、会場の出入口をは じめとする各所にアルコール消毒剤(濃度70%以上95%以下のエタノール等)を配置 し、参加者や運営関係者がいつでも手指消毒できるようにし、定期的に手洗い・手指消 毒をすることを奨励する。

多くの人が頻繁に接触するドア、トイレなどの施設設備、椅子、テーブルなどの家具、 文房具類などの消毒を定期的に行う。共有する備品類の使用の見直しを行い、必要な代 替手段を取ることを検討する。



4. 本ガイドラインで定める活動範囲

本ガイドラインの定める事項は、職場における感染症防止対策を除き、<u>ビューローや MICE 関連事業者が行う①MICE 主催者等との接触や連携を伴う活動(誘致セールス活動)</u>及び②MICE 開催時の対応(MICE 開催受入準備・開催支援活動)に限定するものとする。

(1) ビューローや MICE 関連事業者の活動(誘致セールス活動)

- ・MICE 主催者等とのバーチャルな連絡手段の活用
- ・国内主催者等への訪問セールス等の働きかけ
- ・国内外からの主催者の視察招請、商談
- ・海外での誘致セールス活動(商談会参加等)

(2) MICE 開催時の対応 (MICE 開催受入準備・開催支援活動)

- ・MICE 開催事前準備と確認 (危機管理マニュアルの整備含む)
- ・地域のステークホルダーとの協議、連携

5. 具体的な感染症防止対策

(1) ビューローや MICE 関連事業者の活動

①国内 MICE 主催者へのセールス活動(招請事業含む)

- ・ 前掲の関連団体が発出しているガイドラインについても十分に研究し、MICE 開催について適切な助言に努める。特に、一般社団法人日本コンベンション協会(JCMA)や一般社団法人日本展示会協会(JEXA)が取りまとめているガイドラインについては積極的に周知に努めること。
- ・ 普段から、健康観察アプリなどを活用し、毎日の健康状態を把握する。
- ・ 感染リスクが高まる「5つの場面」、「新しい生活様式」等も活用し、感染予防対策の 周知徹底を図る。
- ユニフォームや衣服のこまめな洗濯。
- ・ 有症状者(発熱又は風邪等の症状)は、出勤自粛し、受診・相談センターやかかりつ け医などに適切に相談させる。
- ・ 出勤後の場合も受診・相談センターやかかりつけ医などに適切に相談させる。しかし、 直ちに受診することが難しい場合で抗原簡易キットが活用できる体制であれば、抗原 検査キットを下記手順に従って活用する。抗原簡易キットで陽性であった場合、保健 所の了承を得た上で、「接触者」に対してPCR検査等を速やかに実施する。 これら具体的な手順、キットの購入申込先リスト等については、下記URL参照する。



- ◆ https://www.mhlw.go.jp/content/000798697.pdf(令和3年6月25日事務連絡「職場における積極的な検査等の実施手順(第2版)について」)
- ◆ https://www.mhlw.go.jp/content/000819118.pdf(令和3年8月13日事務連絡「職場における積極的な検査の促進について」)
- ・ 関係者は、厚生労働省が開発した新型コロナ感染確認アプリ(COCOA)や各地域の通知サービス、QRコード読取サービス等を、利用するスマートフォンにダウンロードして携行する。これらのアプリをダウンロードしたスマートフォンは電源及びBluetoothをonにした上で、マナーモードにすることを推奨する。
- ・ 政府や関係都道府県が定める国内移動、飲食、集会等に際しての留意事項を遵守して 行動する。
- ・ 可能な限り、電話、メール、オンライン商談等非接触型の活動に努める。打合せやプレゼン等についてはオンラインでの対応に努める。
- ・ 感染者が多い都市や地域との間の移動の際には特に十分注意する。
- ・ 国内主催者への不要不急な訪問を避け、訪問する際は、少人数とし、マスクの正しい 着用、適切な対人距離の確保、打ち合わせ場所の換気、定期的な手洗い・手指消毒等 の感染予防対策を励行する。
- ・職員・社員の定期的な検温と体調確認を行い、37.5 度以上あった場合や、風邪症状がある場合は出勤や訪問を行わず自宅で待機し、他者との接触を控える。さらに、体温が37.5 度以上でない場合でも参加前数日間に咳、息苦しさ、倦怠感、味覚・嗅覚障害症状など感染が疑われる体調不良があった場合は、訪問を控える。
- ・ 訪問や面談時には、真正面の対面を避けつつ、マスクを常時正しく着用した上で安全な身体的距離を確保し、互いの感染のリスクを最小化するよう努める。感染予防の意識が薄れがちになる飲食を介した接触は可能な限り避ける。また、適切な空調設備による常時換気又はこまめな換気(1時間に2回以上、かつ、1回に5分間以上)を徹底する。
- ・ 車輛を含む移動やプレゼン伴う活動については、必要最小限の出席者に限定し、三密 にならない環境を設営した上で実施する。
- ・ 関係者の気が緩みがちになる休憩時には、事前の手洗いや消毒の励行、スペースに応じた人数制限及び交替制の導入、アクリル板等の遮蔽カーテンの設置や対面を避けつつ身体的距離を確保した着席、飲食時の会話の自粛、休憩所の換気など「三密」の回避に努める。
- ・ 視察招請を行う必要がある際は、応対人数を極力絞り込み、必要最小限の関係者で進める。被招請者に対しても、マスクの正しい着用、身体的距離の確保、手洗い・手指消毒等の徹底を求める。
- ・ 海外からの招請については、政府の「水際対策」に応じて入国が可能となる国・地域



について政府が定める入国条件に従うとともに、万全な感染症予防対策を講じた上で、 計画を進める。

- ・ 海外からの招請者には旅行保険への加入を求める。可能であればワクチン接種証明及 び陰性証明等専門機関が発出する証明書や健康に関する書類等の提示を求める。また、 必要な場合は、地域・都市において必要な検査や医療が受けられることを確認する。
- ・ 招請中または帰宅後に招請者が陽性判定された場合等を考慮し、あらかじめ双方の責任の範囲を合意の上、招請する。

②海外での誘致セールス活動

- ・ 海外で行う商談会等への参加については、現地情報の収集に努めるとともに、外務省 が適時発表する海外安全情報や出入国規制の緩和の動き等に十分留意し、JNTOとも 連携して出張の可否を判断する。また、同様に帰国時および帰国後も国が定める感染 防止事項を遵守する。
- ・ 商談会等への参加にあたっては、主催者の感染症に関する対策や注意事項を事前に確認し、慎重に出席の可否を判断する。
- ・ 万一の感染に備え、接触したバイヤー等に関する必要な情報を適切に管理する。
- ・ MICE 主催者に帯同して行う誘致・集客活動については、海外における安全・衛生環境を十分に留意した上で当該国において励行されている安全・衛生基準が十分かどうかを確認して進める。
- ・ 出入国条件等を渡航前に十分確認し、海外旅行保険に加入するとともに、現地での医療体制についても確認しておく。
- ・ JCCB その他関連団体が策定するガイドラインの骨子を周知し、開催地や当該 MICE の開催についての安全への配慮にについて理解を高める。

(2) MICE 開催受入準備・開催支援活動

ビューロー及び MICE 関連事業者は、MICE の受入準備、開催支援に際して以下の通り、MICE 主催者等(施設や MICE 運営事業者を含む)に対して、十分な新型コロナウイルス感染防止施策を講ずることや、万一感染が発生した際の危機管理対応マニュアルを整備するよう奨励する。

MICE を開催する主催者等に向けた最新のガイドラインについては、一般社団法人日本コンベンション協会(JCMA)が改定している「新型コロナウイルス感染症禍における MICE 開催のためのガイドライン」等を随時参照し、具体的な安全対策について万全を期すこと。

ビューローは、各地域・都市で開催される MICE について以下に述べるような感染予防の取組みを行い、「MICE 開催に際しての感染予防に関する一般的留意事項」について必要且つ十分な対策が取られるよう支援に努める。



①ビューロー等推進機関の取組み

- ・ ビューローは、可能な限り自ら或いは会員等を通じて MICE 主催者に対して感染予防 対策の実施に理解と協力を求め、参加者に対して十分な事前周知を行うよう要請する。 また、万一感染者が出た場合の医療受診体制について、危機管理マニュアルの整備を 奨励する。
- ・ ビューローは、会員や地域のステークホルダーに対して、<u>本ガイドライン並びに各関</u> 係業界のガイドラインを周知し、感染予防対策の実施を促す。
- ・ ビューローは、特に、屋内での集会や会食、参加者の移動等については、マスクの正 しい着用、手洗い・手指消毒、法令に定められた適切な換気、身体的距離確保など飛 沫、エアロゾル及び接触感染予防の観点から十分な対策を取るよう求める。
- ・ ビューローは、会員や MICE 主催者に対して厚生労働省が開発した新型コロナ感染確認アプリ(COCOA)や各地域の通知サービスのダウンロードを促進し、活用することを強く要請する。(COCOA をマナーモードで利用する際には電源と Bluetooth を on にする。)

②MICE 開催に際しての感染予防に関する一般的留意事項

1) 開催前:

- ○注意事項の徹底と参加者動向情報の把握
- ・ 事前に参加者に対して体調の管理を含めて十分な注意事項を周知し、参加者自らが 予防措置をとることを促す。特に出発前約10日間に遡って新型コロナ感染症の兆候 とみられる症状(発熱、咳、痰、倦怠感、味覚障害等)がないかを確認し、万一あ った場合は参加を取りやめることを促す。
- ・ 参加者の宿泊ホテル、参加イベント、連絡先等を登録し、参加者の動向の事前把握 に努める。

○VIP や海外参加者への配慮

- ・ 来賓、基調講演者等の VIP については動線や会場近くの宿泊ホテル、食事会場等に ついて、感染リスクを最小化するための措置を取る。
- ・ 今後の入国緩和措置に伴い予想される海外参加者に対しては、政府の定める入国 「水際対策強化に係る新たな措置」の情報や必要な感染予防対策事項を事前に周知 するとともに、万一の感染に備えて旅行保険の加入を要請し、併せて会場等での表 示にも配慮する。

2) 開催期間中:

- ・ 会場に感染予防に関する責任者(可能であれば医療従事者)を配置し、検温の実施 等参加者の健康状態のチェックや異変に備える体制を整える。
- ・ 参加者には、配席や行列等で身体的距離(最低1メートル、できれば2メートル) の確保に努める。また、移動時や屋外でも人が密集する可能性がある場合も同様と する。



- ・ セッション中の演者間や演者と参加者間の距離も必要な身体的距離や仕切り板等を 確保する。
- ・ 期間中は出入り時の手指消毒を徹底するとともに、会場入り口及び会場内の必要箇 所に消毒液等を設置する。
- ・ 電子マネー等非接触決済の導入を奨励し、支払時のコイントレーの使用。
- ・ 参加者には会場内でマスクの正しい着用を求めると共に、主催者は予備のマスクを 用意しておく。
- ・ 会場内はドアの開放や空調設備により常時十分な換気に努める。また、契約事業者 と連携して清掃、消毒、ごみ捨てなどを十分に行い、衛生的な環境維持に努める。
- ・ 大音量の BGM は大声での会話を誘発する可能性があるので、BGM の音量を上げす ぎないよう留意する。
- ・ ごみ捨て作業にあたっては、鼻水、唾液などが付いたゴミはビニール袋に入れて密 閉して縛る、ゴミを回収する作業者はマスクや手袋を着用するとともに、マスクや 手袋を脱いだ後は必ず石けんと流水で手を洗う。使用したマスクや手袋は廃棄し、 再利用しないことを徹底する。
- ・ 会話を伴うセッションについては感染防止策を行ったエリアで参加者が密にならないよう配慮し、直接の対面を避けるとともに、必要な身体的距離や仕切り板等を確保する。また、参加者には大声を出さないようアナウンスや誘導員により注意を喚起する。
- ・飲食物を提供する場合には、感染防止対策を実施した上で、飲食可能エリアを設定する。食事中以外のマスク着用を徹底し、感染状況に応じて飲酒を自粛するか、過度な飲酒を避ける。椅子を間引くこと等人と人との十分な間隔を空けて座席配置をする。顔の正面からできる限り2mを目安に最低1m距離を確保することを含め真正面の配置を避ける。テーブル上に区切りのパーティーション(アクリル板等)を設置する。人数制限や利用時間をずらす工夫も行う。
- ・マイクや端末等の機材やドアノブ、机、椅子、トイレなど参加者の手が触れる箇所 や備品等の定期的な消毒を行う(消毒方法については、例えば厚生労働省 HP の 「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」等を適宜参照)。資料や記念品 類については直接手渡すことを避ける他、極力資料の電子化にも努める。
- ・ トイレでは、手洗いを徹底し、ペーパータオルを設置するか、メンテナンスや清掃 等の契約等を確認し、アルコール消毒その他適切な清掃方法により定期的に清掃さ れていることを確認の上、ハンドドライヤー設備を使用する。

3) 開催後:

・ MICE 主催者等と連携して、MICE 終了後2週間程度は、参加者の感染の有無に留意し、万一感染の報告があった場合は保健所等と連携しながら地域関係者や他の参加者等への必要な連絡を行い、感染拡大の防止に努める。



・ 開催終了後の交通機関・飲食店等の利用についても、集中を避けるため、分散化するよう注意喚起する。

6. その他(安全で衛生的な MICE 開催に向けた周知活動)

日本や地域における安全で衛生的な MICE 開催をアピールするため、本ガイドラインや 国や都市、施設を含め MICE 開催受入れに関する衛生・安全対策を JNTO とともに Web サイト等を通じて積極的な PR に努める。また、他の MICE 関連団体との連携による情報共有も行い、特に特筆すべき施設や取組の事例があれば積極的に内外への紹介に努め、我が国の安全・衛生体制についての理解を深める。

特に、以下の日本人と日本社会の安全衛生についての重要な特徴についても紹介する。

- ・ 医療水準が高く、MICE 施設以外の飲食店、ホテル、小売業などでも安全衛生体制が 広く整備されていること。
- ・ 学校教育段階から衛生習慣の重要性について教育を受け、手洗いやうがいなどの励行 が広く浸透していることに加え、国民が遍くマスクを日常的に着用していること。
- ・ 国や地域において感染状況を日々モニタリングした結果が情報公開されていること。

以上

更新履歴

第1版 2020年6月22日 第2版 2021年1月15日 第3版 2021年12月16日